



キャッシュレス時報

CASHLESS JIHO

長内 智

(株)大和総研
金融調査部
主任研究員

第14回 キャッシュレス決済と改正資金決済法

● キャッシュレス分野の中核をなす法規制

● 少額決済や送金分野への参入を促す

キャッシュレス分野では、技術進歩や既存技術の応用により新たなサービスが次々と登場してきました。最近のものとしては、スマートフォンを利用した電子マネー決済やQRコード決済、暗号資産（仮想通貨）の売買や支払での利用、割り勘アプリが挙げられます。

新たなサービスの登場に伴い、利用者保護や利便性向上のための法整備も逐次進められてきました。キャッシュレス決済サービスに関する法規制の中核をなすのは、「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」といいます）です。

この法律は、(1)商品券やプリペイドカード、IC型電子マネーなどの「前払式支払手段」、(2)銀行以外の企業が行う送金や振込を含む為替取引サービス（資金移動業）などを規制するものであり、2009年6月17日に成立し、2010年4月1日に施行されました。

それまで、個人の少額決済や送金分野は銀行を中心とする金融機関が独占的な地位を占めていました。そうした中、資金決済法の制定により、低コストで便利な新サービスを提供する資金移動業者や前払式支払手段発行業者の参入拡大が期待されたのです。現存するサービスとしては、QRコード決済最大手の「PayPay（ペイペイ）」や「楽天ペイ」などが代表的でしょう。

● ビットコイン・ブームの余波

2010年代半ば以降、ビットコインをはじめとする仮想通貨の売買が急速に増加し始めると、それらの法的な定義があいまいであることや、明確に規制する法律が存在しないことが懸念されるようになりました。こうした問題を受けて、仮想通貨を法規制の枠組みに入れるために資金決済法の改正が議論されることとなり、その改正法は2016年5月25日に成立（2017年4月1日施行）しました。

主要な改正内容としては、(1)仮想通貨の法令上の定義を明確化、(2)仮想通貨の売買等を行う仮想通貨交換業者に対して登録制を導入、(3)利用者保護のための資金管理体制等を整備したことなどが重要です。

なお、「仮想通貨」という法令上の呼称は、2019年5月31日に成立（2020年5月1日施行）した改正資金決済法において「暗号資産」へと変更されています。

● 2021年5月施行の改正資金決済法の注目点

● 資金移動業者を3類型化

近年の多様化する決済・送金ニーズへの対応や利用者保護体制の整備等を背景に、2020年6月5日に改正資金決済法が成立（2021年5月1日施行）しました。今回の法改正に関しては、とりわけ資金移動業者の送金サービスの多様化に合わせた規制の見直しが行われたことが注目



されます。

具体的には、これまでの資金移動業を3類型に区分し、それぞれの類型に対応する形で規制が設けられたのです（図表参照）。

第一種資金移動業は、従来の資金移動業者の送金上限（100万円）を超える決済・送金ニーズに対応するために設けられた類型です。事前に業務実施計画の認可が必要となり、資金の滞留が原則できないという制限もありますが、これまで銀行のみに認められてきた100万円超の送金を行えるようになりました。

第二種資金移動業は、従来の資金移動業者に相当する類型です。

第三種資金移動業は、キャッシュレス決済サービスの利用件数の大半を占める少額決済・送金に対応するために設けられました。送金上限を5万円以下に限定する一方、資金保全方法として分別預貯金管理を認めるなど、これまでの規制を緩和させて参入障壁を下げました。

● 決済・送金サービス市場の拡大に期待

キャッシュレス分野の視点からは、今回新設された第一種と第三種資金移動業のサービス利用額の拡大により、決済・送金サービス市場全体の底上げにつながる事が期待されます。

また、前者については、銀行の強固な牙城にどの程度食い込めるかが大きな注目点です。後者は、より低コストで利便性も高いサービスの登場が今後の焦点になるでしょう。

【図表】 資金移動業者の3類型

	第一種 (高額類型)	第二種 (旧来類型)	第三種 (少額類型)
許認可	認可制	登録制	登録制
送金 上限	上限なし	100万円 以下/件	5万円 以下/件
資金 保全	供託/保証/ 信託 (組合せ可)	供託/保証/ 信託 (組合せ可)	左記+分別 預貯金管理
資金 滞留	原則不可	制限付き可 ※100万円超 は要管理	制限付き可 ※5万円 以下

(出所) 改正資金決済法, 金融庁資料等より大和総研作成

なぜ暗号資産に呼称を変更したのか？

● 国際的な動向が決め手

ビットコインをはじめとする暗号資産には、もともと資金決済法において仮想通貨という呼称が使われていました。これは、すでに日本国内で仮想通貨という呼称が広く一般的に普及していたことや、国際機関と諸外国で使用されていた「virtual currency」（仮想通貨）という単語の邦訳になっていたことなどによります。

それでは、なぜ2020年施行の改正資金決済法で暗号資産という呼称に変更されたのでしょうか。

この主な背景には、G20等の国際会議で「crypto-asset」（暗号資産）という表現を用いることが一般的になりつつあったことがあります。実際、金融庁の資料を見ると、法令上の呼称の変更は「国際的な動向等」を踏まえたという記載を確認することができます。また他には、仮想通貨という呼称が円やドルなどの法定通貨と同様の資産であるという誤解を生じかねないとの懸念があり、そのことも呼称変更の一因となりました。

● 今なお残る仮想通貨の文字

このように仮想通貨という呼称は、法令上、明確に暗号資産へと変更されました。しかし、それまで日本国内で広く浸透していた影響もあり、実際には、仮想通貨という呼称を使用するケースが少なくありません。

代表的な例は、「暗号資産（仮想通貨）」という表記です。本来であれば、暗号資産とするだけでよいはずですが、ほぼ慣習的に仮想通貨の文字が括弧内に記載されています。この表記は、各種メディア報道のみならず、政府や日本銀行など公的部門でも頻繁に用いられており、今後もしばらく使用され続けるとみられます。

もっとも、呼称というのは形式的なものにすぎません。重要なことは、暗号資産の特徴を十分に踏まえた上で、適切な法規制を継続的に整備していくことだと考えます。